

生活保護法の一部改正法（平成25年法律第104号）施行に伴う  
**新法に基づく指定申請手続きについて**  
(生活保護指定医療機関)

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）の施行に伴い、生活保護法による指定医療機関制度の見直しが行われます。  
(改正法第49条、51条、54条、78条、83条関係)

現在、生活保護法に基づく指定医療機関として指定を受けている医療機関の方で、施行日(平成26年7月1日)以降も、新法(改正法)に基づく生活保護指定医療機関として、引き続き指定を希望される方は、新法に基づく指定申請の手続きが必要ですので、施行日から1年以内に、下記に基づき、指定申請の手続きをしてください。

(生活保護法指定医療機関を継続される場合は必ず申請手続きを行ってください。)

**【新法によるみなし指定】(経過措置)**

- ・平成26年7月1日以前に生活保護指定医療機関の指定を受けている医療機関は、新法による指定をうけたものとみなされます。
- ・みなし期間：平成26年7月1日～平成27年6月30日まで

**【指定の更新】(6年毎 更新制の導入)**

- ・平成27年7月1日以降最初の指定の更新日→健康保険法による指定の更新日
  - ・2回目以降は、6年毎に指定の更新
- ※更新の特例有 別添「医療機関等の指定制度の見直しに関する事項②イ」参照

**(1) 申請が必要な方**

平成26年7月1日以前に生活保護指定医療機関の指定を受けている医療機関で引き続き、生活保護指定医療機関としての指定を希望される場合。

※施行日から1年以内に、新法に基づく指定医療機関の指定申請を行わなければ、平成27年7月1日以降は、生活保護法に基づく医療扶助は行えなくなります。

**(2) 指定申請の期間：平成26年7月1日 ～ 平成27年6月30日**

**(3) 新法に基づく指定医療機関の指定日：平成26年7月1日**

**(4) 提出書類 ...(提出部数各1部)...**

1. **申請書**・・・「生活保護法指定医療機関 指定・指定更新 申請書」に、必要事項を記入、押印して提出して下さい。
2. **誓約書**・・・「生活法第49条の2第2項から第9号までの規定に、該当しない旨の誓約書」
3. **免許証の写し**・・・「医師もしくは薬剤師免許の写し」  
(申請者(開設者)が法人の場合は不要)

※上記、1・2の書式は、奈良県地域福祉課のホームページ(<http://www.pref.nara.jp/>)でダウンロードできます。

**(5) 申請書等提出先及び問合せ先**

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県地域福祉課保護係  
TEL:0742-22-1101 (内線 2819・2822・2821)  
FAX:0742-22-5709 E-mail engo@office.pref.nara.lg.jp

\*奈良市に所在地を有する医療機関等は、奈良市長あてに申請してください。

## 医療機関等の指定制度の見直しに関する事項

- ① 医療機関の指定について、開設者の申請により行うものとするとともに、指定に係る要件について、具体的に定める。(第49条の2関係)

(欠格事由の例)

- ・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき。
- ・開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・開設者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ・開設者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(指定除外要件の例)

被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

- ② 指定医療機関の指定について、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。(第49条の3関係)

ア 指定医療機関の指定の更新指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うものとしたこと。(新法第49条の3第1項関係)

イ 指定の更新申請のみなし

指定医療機関のうち、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師等若しくは薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までに間に別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなすものとしたこと。(新法第49条の3第4項関係)

- ③ 指定医療機関は、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならないことを明確にすること。(第50条第2項関係)

- ④ 指定医療機関の指定の取消しに係る要件をより具体的に定めるとともに、当該要件に該当するときはその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとする。(第51条第2項関係)

(取消要件の例)

- ・指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。
- ・指定医療機関の開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

- ⑤ 指定医療機関に対する厚生労働大臣又は都道府県知事の報告徴収等について、その調査対象の範囲を拡大するものとする。(第54条関係)

## ⑥ 不適切な事案等への対応の強化

### ア 指定医療機関又は保険医療機関の指定取消しがなされた場合の対応

- ・ 法による指定医療機関又は健康保険法による保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるものとしたこと。
- ・ 都道府県知事は、法による指定医療機関の指定を取り消した場合であって、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣に通知しなければならないものとしたこと。（新法第83条の2関係）
- ・ 健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合は、法の指定医療機関の指定を取り消すことができるものとしたこと。（新法第51条第2項第1号関係）

### イ 過去の不正事案への対応

旧法では対象となっていない指定医療機関の開設者であった者等についても、都道府県知事又は厚生労働大臣は、必要と認める事項の報告若しくは診療録等の提出等を命じ、又は当該職員に、実地に検査等させることができるものとしたこと。（新法第54条関係）

### ウ 不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段により医療の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関があるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定医療機関から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとしたこと。（新法第78条第2項関係）

### エ 指定医療機関への指導体制の強化

指定医療機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県知事が指定した指定医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県知事が行うべきものであるが、一部の指定医療機関における不適切な事案に効率的・効果的に対処できるよう、都道府県知事が指定した指定医療機関への報告等について、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、厚生労働大臣も実施できるものとしたこと。（新法第84条の4関係）